

山梨県高圧ガス容器の適正管理指針

平成26年 3月

山梨県高圧ガス溶材組合
関東高圧ガス容器管理委員会山梨県支部
山梨県高圧ガス保安協会

はじめに

高圧ガスの取扱にあたっては、高圧ガス保安法により、製造・販売・貯蔵・消費等について規制されており、高圧ガスによる災害を防止し公共の安全を確保しています。

また、安全性を保つために製造から消費に至るまで特別な容器（高圧ガス容器）に封入された状態で容器と一体で取り扱われています。

しかし、高圧ガス容器に関する事故は後を絶たず、山梨県内においても重大な事故の発生は見られないものの、安全な状態でなく放置されたままの容器や所有者が不明な容器、紛失・盗難容器等が発生しています。

このため、高圧ガスによる事故や災害を未然に防止するためには、高圧ガス容器を常に安全な状態で管理することが重要であり、高圧ガス供給事業者、高圧ガス消費事業者及び関係団体等が一体となって取り組む必要があることから、本指針を策定しました。

また、指針の策定にあたっては、山梨県総務部防災危機管理課消防保安室のご指導をいただきました。

山梨県高圧ガス容器の適正管理指針

1 目的

この指針は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号、以下「法」という。）の目的に基づき、高圧ガスを取り扱う事業者等（高圧ガス供給事業者、高圧ガス販売事業者、高圧ガス消費事業者及び関係団体）が高圧ガス容器を適正に管理するとともに、放置容器を迅速かつ適正に処理するなど自主保安活動の促進を図ることにより、放置容器等による災害の発生を防止することを目的とする。

2 適用範囲

この指針は、山梨県内において高圧ガスを供給する事業者（製造事業者、販売事業者）及び消費する事業者並びにこれらに係る団体等に関わる高圧ガス容器（法第41条に規定する容器で、内容積1リットル以上の容器をいう。以下同じ。）の取扱いについて適用する。ただし、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）」に規定される、いわゆる「一般消費者等に対する液化石油ガスの販売」に係わる高圧ガス容器は除く。

3 用語の定義

この指針に使用する用語は、法及び同法各規則によるものの他は、次によるものとする。

（1）高圧ガス供給事業者

山梨県内の消費事業者が高圧ガスを販売する製造事業者及び販売事業者をいう。

（2）高圧ガス消費事業者

山梨県内において、高圧ガス容器に充填された高圧ガスを消費して事業活動等を行なう者をいう。

（3）放置容器

現に所有者又は使用者が管理していない状態にある高圧ガス容器をいう。

（4）関係団体

山梨県高圧ガス溶材組合、関東高圧ガス容器管理委員会山梨県支部、
山梨県高圧ガス保安協会

4 高圧ガス供給事業者がとるべき措置

高圧ガス供給事業者は、この指針の目的を達成するため、次の措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 高圧ガス容器の受け入れ及び引き渡し台帳を備え、常に自社の取り扱う高圧ガス容器の所在管理を行うこと。
- (2) 高圧ガスの販売にあたっては、高圧ガス容器は原則として貸与すること。
- (3) 高圧ガス供給事業者は、表示等により高圧ガス容器の所有者を明確に識別できるようにする。
- (4) 高圧ガス容器について保安上の措置及び災害の発生を防止するための必要な措置をとることについて、あらかじめ高圧ガス消費事業者に周知しておくこと。
- (5) 高圧ガス消費事業者に、安全に消費するための適切な情報を提供すること。
- (6) 高圧ガス消費事業者に対して、少なくとも1年に2回以上、高圧ガス容器の使用・管理状況等の確認を行うこと。
- (7) 高圧ガス消費事業者に対して、高圧ガス消費事業者がとるべき措置の規定が遵守されるように助言すること。
- (8) 自社所有及び自社取扱の高圧ガス容器は、原則として6ヶ月以上継続して同一高圧ガス消費事業者に留置しないこと。また、使用済み高圧ガス容器の回収は迅速に行うこと。
- (9) 高圧ガス消費事業者から高圧ガス容器の回収依頼があった場合は、自社所有及び自社取扱の高圧ガス容器は、速やかに回収すること。また、自社所有及び自社取扱以外の容器であった場合において、所有者が刻印等で確認できる容器は、その所有者に返却する措置をとるほか、所有者が不明な容器は、関東高圧ガス容器管理委員会山梨県支部に連絡するよう高圧ガス消費事業者に助言すること。
- (10) 事故発生時に法第63条に基づき、関係行政機関に速やかに通報が行えるよう連絡体制をあらかじめ構築し従事者に通知すること。
- (11) 関係団体等への加入などにより保安に関する最新情報を入手し、従事者に対して、1年を通じて2回以上高圧ガスの保安教育を行うこと。

5 高圧ガス消費事業者がとるべき措置

高圧ガス消費事業者は、この指針の目的を達成するため、次の措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 法の規定を遵守するとともに、特に、法第15条第1項に基づき、経済産業省令で定める技術上の基準に従って高圧ガスの貯蔵を行う。
- (2) 法の規定を遵守するとともに、特に、一般高圧ガス保安規則第60条(その他消費の技術上の基準)又は液化石油ガス保安規則第58条(その他消費の技術上の基準)に基づき、高圧ガスの消費を行うこと。
- (3) 高圧ガス消費事業者には、高圧ガス容器の管理責任者を置き、高圧ガス容器管理台帳等により常に、高圧ガス容器の受け払い状況及び所在等を管理すること。
- (4) 高圧ガス容器は一定の場所で管理し、毎日の作業開始時及び作業終了時に高圧ガス容器の管理責任者が管理状況を確認すること。
- (5) 高圧ガス供給事業者から高圧ガスを安全に消費するための適切な情報の提供を受けた際には、高圧ガス事業所内で当該情報を共有できる体制を構築し従事者に周知すること。
- (6) 高圧ガス供給事業者から高圧ガス消費場所における高圧ガス容器の管理状況について助言を受けた際には、速やかに改善し安全確保に努めること。
- (7) 高圧ガス容器及び附属設備(配管、ホース、調整器他)は原則として1年以内に1回以上、安全上問題がないか点検等を実施すること。
- (8) 使用済み高圧ガス貸与容器は、直ちに高圧ガス供給事業者に戻却することとし、使用中の容器であっても原則として6ヶ月以上留置しないこと。
- (9) 事故発生時に法第63条に基づき、関係行政機関に速やかに通報が行えるよう連絡体制をあらかじめ構築し従事者に周知すること。
- (10) 関係団体等が主催する講習会に参加するなどにより、保安に関する最新情報を入手し、高圧ガスを取り扱う従事者に対して、1年を通じて1回以上高圧ガスの保安教育を行うこと。

6 関係団体がとるべき措置

関係団体は、この指針の目的を達成するため、次の措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 高圧ガス容器の適切な取扱いについて、会員及び高圧ガス消費事業者に対し、講習会の開催等を通じて周知・啓発を図ること。
- (2) 放置容器を迅速かつ適正に処理するため、放置容器を発見した場合は関東高圧ガス容器管理委員会山梨県支部に連絡することを会員及び高圧ガス消費事業者に周知すること。

この指針は、平成26年 4月 1日から施行する。

山梨県高圧ガス溶材組合
関東高圧ガス容器管理委員会山梨県支部
山梨県高圧ガス保安協会